

北海道法学教育プロジェクト:地域のリーダーを育成するための法教育プロジェクト代表者:河森 計二

1. プロジェクトの目的・概要

北海道地域のリーダーとして活躍するためには、非法学部でも最低限の法的素養が必要である。特に、この地域に特有の法的課題について理解していることが不可欠である。

このため、本プロジェクトは、全国で画一的に講じられてきた従来の法学教育と異なり、北海道に特有の法的諸問題について、複数の法分野を横断し、他大学の研究者とも連携しつつ、かつ歴史学や社会学の知見にも触れながら学際的に検討し、さらにアクティブラーニングの機会を与えることによって、より地域に根ざした実践的な教育を行う。

北海道の法的問題に係る実地調査		
外国人(観光客及び就労者)へのサービス産業の対応に関する調査 (小樽調査)	職業体験やワークルール教育と道内企業の労働紛争の実態調査 (函館調査)	道内の消費者行政と未届有料老人ホームの問題に関する調査 (旭川調査)

2. 具体的な取組内容

北海道で生じている法的問題等について、座学のほかに、学生が主体となった以下のような実地調査を行った: ①交換留学生を交えての、小樽入浴拒否事件後の外国人差別防止に関する取組みに係るヒアリング調査、②函館経営者協会・函館地方裁判所・函館朝市協同組合連合会でのワークルールや職場体験の実際についてのヒアリング調査、③旭川消費生活センターにおける消費者行政や有料老人ホームに係る問題についてのヒアリング調査。加えて、札幌の弁護士との間で北海道特有の法的紛争に関する研究会を開催し、また、『北海道判例集』の補遺として北海道を舞台とした事件の評釈を行った。



▲函館経営者協会ヒアリング調査



▲湯の花手宮殿ヒアリング調査



▲旭川消費生活センターヒアリング調査

3. プロジェクトの成果及び地域への還元

学生調査

- 社会人へのヒアリング調査を通じて、道内で生じている法的紛争の「背景」「紛争処理」「今後の課題」について、学生自らが認識し、それに加えて、地域に密着したリーダーとして必要な実践的な法的素養を身につけることができた。
- 詳細は、別紙レポートを参照。(小樽商科大学ホームページ掲載)

その他成果

- 地元の実務法曹の参加する研究会を通じて、最新の実践的な知見を得ることで、プロジェクト参加者の教育能力が向上した
- 北海道を舞台にした裁判例を解説した冊子を公表し、北海道内の関係諸機関に広く配布することで、大学以外での教育にも貢献した